

国有財産(船舶)売払公告

下記国有財産(船舶)を売払いするため、次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年 9月18日

分任契約担当官
近畿地方整備局舞鶴港湾事務所長 松崎 忠彦

記

1. 売払物件

船名(用途)及び数量	構造・形式等	建造年月日	係船・閲覧の場所
ゆうづる (港湾業務艇) 1隻	○船体部 登録長 15.65m 全幅 4.20m 深さ 2.00m 総トン数 32.27トン 満載喫水 約0.88m 船体材料質等 鋼 ○主機関 高速ディーゼル機関 GM-8V-71TI 2170rpm×257kW×2基 ○最大とう載人員 船員 2名 その他 12名(航行予定時間24時間未満の場合) その他 0名(上記以外の場合)	昭和55年3月18日 (登録日)	京都府舞鶴市 近畿地方整備局舞鶴港湾事務所が指定する場所

2. 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 国有財産法(昭和23年法律第73号)第16条の規定に該当しない者であること。
- 入札参加申込書の提出期限の日から入札の時までの期間に、近畿地方整備局から指名停止を受けていない者であること。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者以外の者であること。

3. 入札執行の場所及び日時

- 日時 平成27年10月20日(火) 11時00分
- 場所 京都府舞鶴市下福井910番地 近畿地方整備局舞鶴港湾事務所 会議室
- 受付 平成27年10月20日(火) 10時30分

4. 入札保証金

各自の入札金額の100分の5以上(円未満切り上げ)に相当する金額を、現金にて入札開始前に納付すること。なお、この入札保証金を返還する場合は、利息を付さない。ただし、平成25・26・27年度の国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)の資格の種類「物品の買受」を有するものは、この限りではない。

5. 契約保証金

落札者は、この契約の締結と同時に、入札金額の100分の10以上(円未満切り上げ)に相当する金額を納入すること。ただし、平成25・26・27年度の国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)の資格の種類「物品の買受」を有するもの、又は売払代金を即納する場合においては、この限りではない。

6. 契約条項を示す場所等

契約条件等を示す「入札の手引き書」の配布場所及び期間並びに本件に関する問い合わせ先

- 配布場所及び問い合わせ先
京都府舞鶴市下福井910番地
近畿地方整備局 舞鶴港湾事務所 総務課 (電話:0773-75-0844)
- 配布期間
平成27年9月18日(金)から平成27年10月7日(水)まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、9時30分から11時00分及び13時00分から16時00分まで

7. 入札参加申込書の提出先及び期限

- 申込先 近畿地方整備局 舞鶴港湾事務所 総務課
- 申込期限 平成27年10月7日(水) 16時00分

8. 入札の無効

本公告に示した入札に必要な資格のない者のした入札及び近畿地方整備局(港湾空港)競争契約入札者心得に違反した入札は無効とする。

9. 契約書の作成の要否

要

10. 代金の納付

歳入徴収官近畿地方整備局総務部総括調整官が発行する納入告知書により、指定金融機関に全額納入とする。

11. 売払船舶の引渡し及び撤去

- (1) 引渡 当局が売払代金完納を確認した日から3日以内に受領書及び所有権移転登記に必要な書類との引換をもって、引渡完了とする。
- (2) 撤去 引渡しを受けた物件は当局の指示する必要な業務を実施して、平成27年12月22日(火)までに舞鶴港湾事務所指定の場所から撤去するものとする。

12. 船舶の閲覧

本日から平成27年10月7日(水)までの9時30分から11時00分及び13時00分から16時00分まで
係船場所は近畿地方整備局舞鶴港湾事務所の指定する場所。

なお、閲覧希望者は、閲覧を希望する前日の17時00分までに近畿地方整備局舞鶴港湾事務所総務課まで必ず連絡をすること。
(電話:0773-75-0844)

13. 入札書に関する件

- (あて先) 分任契約担当官 近畿地方整備局 舞鶴港湾事務所長 松崎 忠彦
- (契約名) 船舶(ゆうづる)1隻売払

14. その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 落札者の決定方法
予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札決定にあたっては、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額で行うので、入札者は、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を入札書に記載すること。なお、落札価格に含まれる消費税及び地方消費税相当額は108分の8を乗じて求めるものとし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。
- (3) その他 詳細は入札説明書による

以上